

介護支援専門員について

平成 31 年 4 月 1 日現在

介護支援専門員に関する情報（制度改正、介護支援専門員の登録・証の交付、研修等）については、福島県ホームページに掲載していますので、定期的に確認してください。

ホームページ ⇒ 福島県高齢福祉課 ⇒ [検索](#)

◆介護支援専門員の登録等について

1 介護支援専門員の登録

介護保険法（以下「法」という。）第 69 条の 2 に規定する介護支援専門員実務研修受講試験に合格し、同条で定める介護支援専門員実務研修課程を修了したものは、都道府県知事の登録を受けることができます。

(1) 登録の移転等（法第 69 条の 3）

介護支援専門員の登録を受け、証の交付をされている方は、登録都道府県以外でも業務に従事することができますが、他都道府県に登録自体を移転するための申請をすることもできます。

(2) 登録事項の変更（法第 69 条の 4）

登録している氏名、住所に変更があったときは、遅滞なく都道府県知事に届けなければなりません。

2 介護支援専門員証の交付等

介護支援専門員の登録を受けている方は、都道府県知事に対し、介護支援専門員証の交付を申請することができます。（法第 69 条の 7・施行規則第 113 条の 20）

(1) 介護支援専門員証の提示（法第 69 条の 9）

介護支援専門員はその業務を行うに当たり、関係者から請求があったときは、介護支援専門員証を提示しなければなりません。

(2) 介護支援専門員証の書換え（施行規則第 113 条の 23）

氏名を変更したときは、介護支援専門員証の書換え交付を申請しなければなりません。

(3) 登録の移転に伴う介護支援専門員証の交付（施行規則第 113 条の 24）

登録の移転の際、介護支援専門員証の交付も併せて申請した場合は、移転前の介護支援専門員証と引き換えに新たな証の交付を受けることができます。

(4) 介護支援専門員証の再交付（施行規則第 113 条の 25）

介護支援専門員は、証を亡失、滅失、汚損又は破損したときは再交付を申請することができます。

3 介護支援専門員証の有効期間の更新（法第 69 条の 8・施行規則第 113 条の 26）

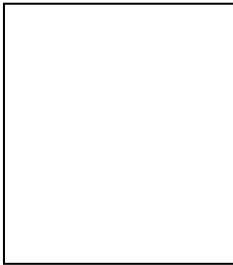
介護支援専門員は、5 年ごとに更新研修を修了し、「介護支援専門員証」の更新手続きを終えなければ介護支援専門員（管理者業務も含む）としての業務を行うことができません。

◆介護支援専門員証について

平成 29 年 4 月 1 日以降に交付する介護支援専門員証の様式が変わります。

- 証の表面の研修区分欄に、修了した研修区分(記号)を記載します。
 - 裏面に、記号に対応する区分の説明があります。
- 次回、証を更新する際に必要となる研修の参考としてください。

(表面)

介護支援専門員証		
	登録番号	
	氏名	
	生年月日	
	交付年月日	年 月 日
	有効期間満了日	年 月 日
	(研修区分: <input type="text"/>)	
上記の者は介護支援専門員であることを証明する。		
福島県知事 印		

(備考) この証の大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。

(裏面)

(注 意)
(1) この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡することはできない。
(2) この証明書を紛失したときは、直ちに発行者に届け出なければならない。
(3) この証明書は、新たな証明書の交付を受けたとき、登録名簿の移転等によって資格を失ったときは、直ちに発行者に返納しなければならない。
<介護支援専門員証の更新手続きに関する留意事項>
◆本専門員証は、表面「研修区分」欄に記載する記号に対応する下記の研修を修了したことにより交付したものです。
【研修区分】 A：実務研修 B：専門Ⅰ＋専門Ⅱ C：専門Ⅱ D：更新研修（未経験） E：再研修 F：主任更新研修
<u>今回の更新に必要な研修は、この研修区分及び有効期間の実務の有無により異なるため、ご注意ください。</u>
◆有効期間満了日までに、更新してください。
有効期間満了日を過ぎて、専門員証の更新を行わず、介護支援専門員としての業務を行った場合、介護保険法第69条の39第3項第3号により、登録削除となります。

<お問い合わせ先>

福島県高齢福祉課

〒960-8670 福島市杉妻町2-16

電話番号：024-521-7745